

第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第2回）

1 日時

令和7年3月5日（水） 午前10時から正午まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

3 出席者

和田委員長、宮古委員長職務代理者、中村委員、梅田委員、角南委員、瀬戸本委員、宮島委員、増井委員（8名）

※ 欠席 田中委員、安間委員（2名）

4 事務局参加者

市川指導推進担当部長、藤田指導部指導企画課長、坂本指導部義務教育指導課長、中村指導部特別支援教育指導課長、市村指導部高等学校教育指導課長、小野教職員研修センター研修部教育開発課長、福田指導部主任指導主事(生徒指導担当)、美越指導部主任指導主事(不登校施策担当)、小野指導部主任指導主事(人権教育担当)、鈴木指導部主任指導主事(教育評価・学力調査担当)、西岡指導部主任指導主事(特別支援教育担当)、山本指導部主任指導主事(産業教育担当)、瀧田指導部主任指導主事(情報教育担当)、濱田統括指導主事(生活指導担当)、金子統括指導主事(生活指導担当)、小榮統括指導主事(特別支援教育担当)

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材1社

7 審議内容

1 挨拶

2 議事

(1) 事務局説明

ア 高校生いじめ防止協議会について

イ 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組について

ウ 教職員の意識啓発及び対応力等の向上について

(2) 審議

- ア 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組について
- イ 組織的ないじめ防止対策について
- ウ 「いじめ防止対策推進法」第28条及び第30条第1項に基づく報告について

8 審議記録

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

皆様、おはようございます。

開会に先立ちまして、2点御連絡させていただきます。

第1に、資料の確認についてです。資料は、お手元に置かせていただきましたタブレットの中に収納させていただいております。資料のどれかを押していただくと、その資料が大きく表示されます。それから、左上の方に「戻る」という矢印のボタンがありまして、それを押していただきますと、また一覧に戻りますので、適宜、会の進行に合わせて、資料の方を切り替えていただきますようよろしくお願いいたします。途中、資料が消えてしまうなど、タブレットに何か支障がございましたら、事務局の方にお声がけいただければ、すぐ対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

第2に、本日の取材の状況についてです。

本日、1社のテレビ局から、本日の会議の取材の申し出がございます。カメラにつきましては、冒頭の指導推進担当部長の挨拶まで許可いたします。

それから、本会議の傍聴につきましては、「都教育委員会傍聴規則」に準じて受け付けることとしております。本日の傍聴の希望の方は0名ということで、御報告をさせていただきます。

それでは、和田委員長、進行の方をどうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

皆様、おはようございます。

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員8名の方々に参加していただき、定足数に達しております。なお、安間委員、田中委員は、本日、所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただいまから、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第2回会議を開会いたします。

会の冒頭に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の審議事項ウは、「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について」となっております。「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則」第6条第4項には、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されております。

本審議事項は、個人情報を取扱うこととなるため、非公開といたしたいと考えます。

以上のことから、本日の審議3点については、非公開としたいと考えております。
これについて、異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【和田委員長】

異議なしと認めます。よって、審議事項ウについては、非公開といたします。
それでは、会を進行いたします。

初めに、東京都教育庁、市川茂指導推進担当部長から御挨拶をいただきます。よろしく
お願いいたします。

【市川指導推進担当部長】

おはようございます。教育庁指導推進担当部長の市川でございます。どうぞよろしくお
願いいたします。

会の冒頭に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は御多用の中、第2回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきま
して、誠にありがとうございます。また、日頃から、都内公立学校におけるいじめ防止対
策の推進に多大なる御尽力をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

昨年12月2日に開催しました第1回委員会におきましては、東京都教育委員会から本
委員会に諮問をいたしました。その際、東京都教育委員会定例会において、各教育委員か
らいただいた意見についても、皆様にお伝えさせていただいたところでございます。

さて、本日の第2回委員会では、事務局から、11月に実施しました「高校生いじめ防止
協議会」の様子を御報告させていただきます。また、第5期東京都教育委員会いじめ問題
対策委員会からの答申に挙げられた六つの検証の視点のうち、「専門家等の知見を活用し
たいじめ防止対策及び早期解決への取組について」、それから、「教職員の意識啓発及び対
応力等の向上」について、都教育委員会の取組を御説明させていただきます。

これまでも専門家等を活用したいじめ防止対策には、私どもも取り組んでまいりました
が、令和7年度から一層の充実を図ってまいりたいと考えております。後ほど事務局から詳細
について説明がありますが、新たに実施する事業は、いじめ防止だけではなく、生活指導
上、児童・生徒を支援するものと考えています。今後、事業の成果をどう分析し、改善・
拡充につなげていけばよいかなど、委員の皆様から御意見を頂戴できればと思ってい
るところでございます。

なお、現在、いじめ総合対策【第3次】の策定に向けまして、作業を進めているところ
でございます。この【第3次】は、デジタルブックとして教員へ配付するとともに、子供
の発達の段階に応じて作成した「いじめ防止対策【子供版】デジタルブック」を都内公立
学校に通う児童・生徒に配付しまして、一人1台端末へ保管することを推奨し、子供たち
自身がいつでも「いじめ問題」について考えられるようにしていきたいと考えているとこ

ろでございます。

このいじめ防止対策【第3次】についても、教員自身がいじめやいじめ防止について学べる内容としておりますが、教員の意識啓発や対応力を向上させていくために、どのような取組が必要かを皆様に御示唆いただければと思います。

委員の皆様におかれましては、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、専門的な見地から御審議を賜りたくお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。

それでは、ここで報道のカメラにつきましては、御退出いただきますようお願いいたします。

ここで、本対策委員の紹介です。

「資料1 委員名簿」を御覧いただきたいと思います。1名の委員が変更となっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。宮島委員さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

【宮島委員】

失礼いたします。先月、警視庁の少年育成課の少年育成を担当する課長代理として勤務することになりました宮島と申します。警視庁少年育成課には、都内8か所に少年センターというものがあり、先日までその中の巣鴨少年センターで勤務をしておりました。巣鴨少年センターでは、各区における様々な取り組み等、いろいろと参考にさせていただいておりました。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【和田委員長】

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは議事を行います。

進行に御協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

初めに、事務局から、高校生いじめ防止協議会について御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

【藤田指導企画課長】

おはようございます。教育長指導部指導企画課長の藤田でございます。着座にて説明させていただきます。

私から、「高校生いじめ防止協議会について」御説明申し上げます。

資料8、こちらを御覧いただければと思います。

本協議会でございますが、学校における、いじめ防止に関する取組を強化することを目的とし、令和5年度より実施しており、今年度が第2回目となります。今年度は、都立高校6校、10名の「高校生委員」で構成されました。協議会当日までに、事前の打合せを3回実施いたしました。資料の中ほど「3 事前打合せの様子について」というところでご

ざいます。

第1回では、高校生のいじめに関する認識を把握するため、アンケート調査を実施することを決定し、第2回では、アンケート調査結果の考察を行いました。アンケート項目及びその結果は、こちらの資料8の3枚目にありますので、後ほど御覧いただければと思います。

その中で一つ、子供たちが課題意識を持ったところがございますが、「困ったことがあった時、誰に相談するか」という質問に対し、「困った時に誰にも相談しない」と回答した生徒が8.9%ございました。これにつきまして、子供たち自身がどのような施策が提案できるか協議いたしました。子供たちが気軽にSOSを出せるようにするための施策として、例えば、地域交流、オンラインカウンセリング、こういったものが必要なのではないかという意見を交わされました。

第3回では、第2回で検討した施策のメリットやデメリットを協議するとともに、「自分たちがすべきこと」に着目して、協議をいたしました。この中では、「いじめを見逃さない環境づくりやいじめを許さない仲間づくり等を積極的に行う必要があるのではないか」といった意見が出されたところがございます。

下段のところでございますけれども、協議会当日、まず、事前に行った打合せでの協議の概要について、代表の高校生委員から報告があり、この報告を受け、「事前の協議を踏まえて、高校生委員が在籍する6校で実施したアンケート結果を各自で分析・考察した内容」、また、「分析・考察を踏まえ、いじめ防止に向けて提案したいこと」について、一人一人が発表しました。

2枚目の資料になります。今申し上げたところ、これは、10人のうちの3名の代表的なものでございます。一人一人がこれを発表し、一人一人の発表を受けまして、「自分たちがすべきこと」「学校で行ってほしいこと」「社会にお願いしたいこと」の3観点で協議をいたしました。「協議の内容」のとおり、「子供たちがいじめを見逃さない環境をつくる必要がある」「地域との関わりを増やすことで、子供たちが気軽にSOSを出せるようになるのではないか」「いつでも相談できる環境がやはり重要だ」といった意見が交わされたところがございます。

これらを踏まえまして、下段になりますけれども、アンケートの考察や協議を踏まえ、3観点ごとに、高校生いじめ防止協議会として提案をまとめたところがございます。主なもの、こちらそれぞれ3観点でそれぞれ掲載したものでございます。これらの内容は、意見書として、当日、東京都教育委員会が受領しております。

これらの意見を踏まえまして、私どもでは現在、策定を進めている「いじめ総合対策【第3次】」及び「子供版『いじめ総合対策』」に反映して、内容の充実を図っているところでございます。

また、今回提案のあった「困ったときに相談しやすい環境等の整備」や、「いじめ防止を身近に意識できる啓発物の作成・配布」につきましては、高校生いじめ防止協議会の事

後打合せ会を実施いたしました。どのような取組が可能なのか、再度高校生の意見を聞きながら、具体的に検討を進めているところでございます。

説明は、以上となります。

【和田委員長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御質問がある委員の方々、よろしくお願いいたします。

【宮古委員】

すみません、1点だけよろしいでしょうか。

【和田委員長】

はい。よろしくお願いいたします。

【宮古委員】

御説明どうもありがとうございました。今の資料の2枚目の高校生いじめ防止協議会からの主な提案で、学校で行ってほしいことの第1が、グループワークの方法の工夫と授業を改善するということがあったもので、高校生からすると、このグループワークに対しては、いじめと何かしらつながる可能性があるというような認識を子供がしているのかどうかというところは、ちょっと気になったもので、もし何か情報があれば教えていただければと思います。

【藤田指導企画課長】

子供たち、高校生1年生から3年生、それぞれございましたけれども、やはり日頃の授業などから、子供たちが人間関係づくりする、または、自分たちの意見を表出できるような、そういった授業場面がやはり重要なのではないかとこのところでお話をいただきました。

【宮古委員】

よく分かりました。どうもありがとうございました。

【和田委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

瀬戸本委員さん、お願いします。

【瀬戸本委員】

地域との関わりを増やすということが書かれているのですが、子供たちは地域との関わりというのはどのようなことをイメージして出しているのでしょうか。

【和田委員長】

今の件で、私も同じ質問をしようと思っていたので、補足の説明で質問させていただいたのですが、この会議は、高校生の自分たちのことを中心にお話をされたのか、あるいは、小学校、中学校、高等学校含めて、子供たち全体のことが話題になったのか、今の御質問が瀬戸本先生からありましたけれども、この環境ということに対して、高校生が見て

いる環境なのか、もう少し幅広い子供たち全体を通した環境に関してお話が出ているのか、その辺ちょっと含めてお話いただくと有難いのですけども。

【藤田指導企画課長】

私も協議会の場面にいましたけれども、高校生、現時点では高校生という立場ですけれども、やはり、今まで生活してきた環境を踏まえた上で発言をされていたのかなと思っております。小学校時代、中学校時代、もう少しその地域との関わりが持てていればよかったです。また、地域の中でいじめについて、地域の人たちと協議して、社会全体でこの防止に向けた取組をした方がいいのではないかと、そういった発言などが多く見られたところです。

【和田委員長】

瀬戸本先生、それでよろしいですか。御質問どうぞ。

【瀬戸本委員】

ありがとうございます。その、地域という言葉なのですけれども、子供たちがどういったことをイメージして地域と言っているのかなと思うのです。例えば、子供会、今は本当に少なくなってきましたけれども、そういった子供会がイメージしているものなのか、今はいろんなケアワーカーの団体が、グループがあったり、不登校の子供たちのつながりがあったりというのも含めているのか。今はサロン活動もありまして、子供用のサロンなんかもありますよね。そういったつながりを言っているのだろうか、自治会なのか、どの程度のことを子供たちがイメージして、「地域との関わりがあれば、もっと相談しやすかったのに」というふうに感じているのかがちょっと気になりました。

【和田委員長】

よろしく申し上げます。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

先ほど藤田課長からも御説明させていただきましたが、高校生は自分たちが小学生のときとか中学生のときをイメージしながらお話をしていたところがございます。ですので、最近の新しい様々な取組だとか、民間の活動等々かは分かりませんが、自分たちの小中学校時代に、地域の協力していただいている方々など、自分の経験が大きかったのかなというの、話を聞いていて思いました。

【和田委員長】

瀬戸本先生、よろしいですか。

【瀬戸本委員】

はい。

【和田委員長】

もう少し具体的な対象となる環境の、対象となる内容が分かるといいかなとは思いますが、すけれども、何か具体的に出てきたものがございますか。

【藤田指導企画課長】

そのときの話し合いの中身ですけれども、地域の人、自治会等も含めて、その地域の人を巻き込みながら、いじめについて話題にできたらいいなど、そういったことがそのとき高校生の意見として出されていました。

【和田委員長】

瀬戸本先生、よろしいでしょうか。

【瀬戸本委員】

はい。ありがとうございます。

【和田委員長】

他に御質問ございますか。はい、どうぞ梅田委員、お願いします。

【梅田委員】

ありがとうございました。この協議会の内容を教育委員の方に提言として出したというのは分かったのですが、高校生がいじめ防止協議会で話した、例えば、今言った主な提案というのは、どの範囲までで子供たちに、どういう形で周知されているのかを知りたいのですが。

【和田委員長】

よろしいですか。よろしくをお願いします。

【藤田指導企画課長】

これにつきましては、今、いじめ総合対策【第3次】の中で、子供版を作成しているところでございますので、その中で、しっかりとこの協議会の内容を盛り込みながら、小学生、中学生、高校生それぞれに伝えていきたいと考えております。現時点で、この防止協議会の様子を都内の公立学校の児童・生徒の方に伝えるというところまではちょっとまだ行き着いてないところなのですけど。

【梅田委員】

ありがとうございました。分かりました。せっかく今、こども基本法ができて、子供の意見を反映するといったときに、こういうふうには高校生が話しているのは、やっぱり義務教育の学校の方にも知らせていただければなというふうに思います。それぞれの校種で、それぞれの子供たちがまた意見を言い出すという、そういうことも大事かなと思いました。ありがとうございます。

【藤田指導企画課長】

ありがとうございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。他に御質問よろしいでしょうか。角南先生、お願いします。

【角南委員】

提案の中で、学校で行ってほしいことの中に、カウンセリングルームの開放ってあるのですけれども、これって具体的にどんなふうにすることが生徒たちにとってカウンセリン

グループの開放なのか、今は予約を取っていくということが一般的だと思うんですけども、それがどう変わることが開放というふうに、生徒たちが思っているのかを教えてくださいませんか？

【和田委員長】

お願いします。

【藤田指導企画課長】

ありがとうございます。その子供たちの捉え方は、様々あるのですが、一つには、やはり何か予約をして相談するというところに、ちょっと大きなステップがあると捉えているような印象でした。ようやく話をしたい、相談したいと思ったときにカウンセラーの方いらっしやらないという部分も当然ありますし。また予約するシステム上で簡単に今、デジタルの端末等を使って、色々な予約とかが社会の中ではできますので、何かそういったところでもっと気楽に予約をできるような、そういったシステム、また、そういった段階を、少しハードルを下げるといいますかね、子供たちはそういったイメージをもっていました。

【角南委員】

ありがとうございます。

【和田委員長】

はい。よろしいでしょうか。

それでは、この件についての御質問はこれでよろしいでしょうか。また、後ほどの審議の中で関わる部分がありましたら、御質問いただければと思います。

それでは、次に、「専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組について」御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

【藤田指導企画課長】

はい。続きまして、よろしく願いいたします。資料9、1枚の資料ですけれども、こちらを御覧ください。

東京都教育委員会では、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策事業として、資料の上段、「子供が安心して生活できる学校づくり検証事業」と「専門家を活用したいじめ問題サポート事業」を現在実施しております。

左側の「学校が安心して生活できる学校づくり検証事業」でございますが、学校のいじめ等への対応力を強化するため、教員に助言し、必要な対応を行う「いじめ対応サポーター」を各学校が配置し、その効果等を検証する事業として、令和5年度から実施しております。実施した学校からは、「学校いじめ対策委員会の場で、このいじめ対応サポーターがこれまでの事例や経験を踏まえた助言を行い、被害児童及び保護者に寄り添った丁寧な対応へ改善を図ることができた。また、加害児童保護者と連携して、指導を継続したことで、その後大きなトラブルはなく、解消の判断につながったなどの事例があった。」と報告を、成果をいただいております。

右側の「専門家を活用したいじめ問題サポート事業」でございますが、区市町村に対し、この専門家を活用したいじめ問題解決に向けたサポート体制強化に係る検証事業として、令和4年度から実施しております。資料には、令和5年度以降の実施状況を掲載しております。実施した地区からは、この成果として、「複雑化、長期化するいじめ問題がある中、法的な観点から明確に助言をもらうことができ、安心して業務を行うことができた」、また、この当該地区において本事業を活用した学校からは、「法的な観点から助言をしてもらえるため、大変心強い」、「保護者から、『法律にはこのように書いてあるけれども、学校はどのように考えているのか』と回答を求められることがあり、学校管理職だけでの対応が難しいことが増えている中、法律的な根拠を示してもらえたり、具体的助言・支援をもらえたりすることが大変助かる」といった声が、寄せられております。

続きまして、資料の下段になりますけれども、こちらに掲載している事業は、冒頭の挨拶でもございましたように、いじめ防止だけでなく、生活指導上の諸課題に対して児童・生徒や学校等を支援するための事業となります。

まず、スクールカウンセラー等活用事業でございます。これまで、各学校原則週1日の配置でございましたが、来年度は、最大週3日、スクールカウンセラーに必要な応じ子供が相談できるよう、配置する学校を拡大する予定でございます。

次に、「教育相談主任」についてです。こちらは、子供が抱える問題を学校が適切な連携先につないでいくため、公立中学校10校にこの「教育相談主任」を設置し、組織的な教育相談体制を構築することを目的としております。これらの二つの事業は、子供・保護者・学校を支えるための事業と私どもは捉えております。

右側、「スクールリーガルサポート」についてです。これは、都立学校が抱える課題に対して、弁護士が伴走型の支援を行う体制を構築することを目的としている事業でございます。来年度からの新規事業になります。

最後に、「外部人材を活用した学校問題サポート事業」についてです。子供や保護者から相談を受けることのできる弁護士を配置する区市町村を支援してまいります。こちらにも、令和7年度からの新規事業となり、令和7年度は4地区での実施を予定しております。それぞれ、学校や子供・保護者を支える事業であると捉えております。

その他にも、中ほど、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけるスクールソーシャルワーカー活用事業の実施や、問題を抱える児童・生徒等に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる支援員を学校に配置したり、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣したりする「学校と家庭の連携推進事業」の実施等、地域・警察等関係機関との連携については、来年度以降も引き続き行ってまいります。

今後、これらの事業をどう分析し、改善・拡充をしていくとよいか、具体的にどのような取組が必要かなど東京都教育委員会に対して、御指導・御助言をいただきたく思います。

す。長くなりましたが、この件についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【和田委員長】

ありがとうございます。ただいま事務局の方の説明がございましたけれども、この後の私どもの審議の中では、この内容も大きな柱になりますけれども、そのときに御質問いただいても結構なのですが、今の段階で何か御質問があれば御質問いただければ幸いですと思いますが、いかがでしょうか？

それでは、中村委員お願いします。

【中村委員】

教育相談主任に関していくつか教えていただければと思います。

スクールカウンセラーが導入される前は、かつて、学校の先生方を対象にしたカウンセリング研修が東京都でもかなり充実したものがあって、初級、中級、上級とかがあったような記憶がありますけれども、ここでやっている教育相談主任さんの主な役割が、関係機関、必要などところにつなぐということが最初に書かれていますけれども、かなりの高い専門性を必要とするように思います。例えば、多分教育相談コーディネーターのような役割をここでは示していると思うのですが、この教育相談支援員を想定しているその先生の専門性みたいなところはどのように測るのかというところが一つです。

第2に、そうすると、かなり多岐に仕事を担当する中で、中学校でございますので、校務分掌とか、また、担当学年や担当授業とか、そういう日頃のこの負荷の部分を、例えば軽減して、持ち時数を減らして、この教育相談主任の役割に専念できるような、そのような配慮というか、何か想定しているものがあれば質問させていただきます。

【和田委員長】

よろしいでしょうか。お願いします。

【藤田指導企画課長】

はい。ありがとうございます。今、学校には、様々な専門職の方がお入りいただいて、子供を支援していただいていることと思います。そういったときに、担任とそれぞれの専門職の方とのつなぎの部分が、今多くの学校では、管理職の先生がやられていたり、それから、養護の教諭がやられていたりという実態がございます。本来、それぞれの職が果たすべきところのものが、なかなか十分に果たせないというところで、今回、10校にはこの教育相談主任というのを配置させていただいて、検証もしながら、今後のこともしっかり考えていきたいと思っております。

そういった意味で専門性という部分では、今、10校配置できるように、各地区と対応を考えているところなのですけれども、それぞれの学校で、やはりそういった役割を担っている方に、こういった教育相談主任をお務めいただけるように、今、調整をしているところでございます。

ただ、それだけでは先生おっしゃるように、なかなか高度な専門性という部分が十分に

担保されないという部分も当然ございますので、これにつきましては、年度当初から研修会等を私どもの方で設定いたしまして、必要な専門性、こちらの方をしっかりと担保してまいりたいと思っております。

あわせて、やはり校務負担軽減というところも、多少持ち時数を軽減するなど、そういった中で、しっかりこの教育相談主任の役割が担えるようにしてまいりたいと思っております。以上でございます。

【中村委員】

はい。ありがとうございます。

【和田委員長】

はい。他にどうぞ、増井委員、お願いします。

【増井委員】

スクールカウンセラー等活用事業のところ、**「最大週3日の配置拡大」**というふうに書かれているのですが、それは、同一のカウンセラーで拡大する、それとも、それぞれならばらに3人配置する、どんなようなことになっているかを教えていただければと思います。

【和田委員長】

はい。お願いします。

【藤田指導企画課長】

ありがとうございます。様々な学校の、どこまで学校に寄り添って、私どもも配置していくかと、今、ちょっと最終的な調整をしているところです。現在、いらっしゃるカウンセラーに3日間お願いしたいというところもあれば、やはり、それぞれ学校や地域の実態などもありますので、違う方に3人お入りいただいて、それぞれ子供に合うような方を配置するということも、併せて考えていきたいと思っております。

【増井委員】

ありがとうございます。

【和田委員長】

よろしいですか。はい。他は御質問いかがでしょうか？

それでは、この件について、また後の審議の中で御質問があればお伺いする機会があると思いますので。

それでは、次に、ウの**「教職員の意識啓発及び対応力等の向上について」**の御説明をお願いしたいと思います。

【藤田指導企画課長】

よろしくお願いたします。資料10を御覧いただければと思います。

冒頭の挨拶でもございましたが、現在、都教育委員会では、**「いじめ総合対策【第3次】**」の策定に向けて準備を進めているところでございます。現行の**「いじめ総合対策**

【第2次・一部改定】では、冊子として刊行しておりましたが、今回のこの「いじめ総合対策【第3次】」は、デジタルブックとして教員へ配付する予定でございます。校務のパソコンへ保存することで、勤務中、いつでもどこでもこの総合対策を閲覧できるような体制を構築してまいりたいと考えております。

この「いじめ総合対策【第3次】」は、令和12月に文部科学省が改定した生徒指導提要、令和6年7月31日付の第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申、それから、令和6年8月に文部科学省が改定したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂の三つを改訂の柱として策定を進めております。

また、令和6年度研究開発委員会では、「いじめ理解啓発委員会」を発足し、生徒指導提要の基本的な方向性に即しまして、都内公立学校におけるいじめの未然防止に向けた実践プログラムの研究・開発を行い、下段にございますように、「実践プログラム編」では、児童・生徒が自己指導能力を身に付けることができるよう、全ての事例におきまして、この「生徒指導の実践上の視点」を記載する予定で動いております。

いじめ重大事態の対応について、課題となる部分については、ガイドラインの根拠を示して、解説してまいろうと考えております。

さらに、高校生いじめ防止協議会での意見を基に、子供自身がいじめやいじめ防止について学べるよう、この「いじめ総合対策【子供版】」を発達の段階に応じまして、「初級編」「中級編」「上級編」の3版を作成いたしまして、教員向け同様にデジタルブックとして、都内の公立学校に通う児童・生徒の一人1台端末へ保管することを推奨し、子供たち自身がいつでも「いじめ問題」について考えられるようにすることを進めてまいろうと思っております。

このいじめ総合対策【第3次】につきましても、教員自身がいじめやいじめ防止について学べる内容としておりますが、教員の意識啓発や対応力を向上していくためには、どのような取組が必要であるのかを皆様方から御示唆いただければ幸いです。

また、いじめ総合対策【第3次】の活用方法に関連する部分もあるかと思いますが、学校内にある学校いじめ対策委員会の実効的な組織、学校と地域や関係機関との関係性、教育委員会内の実効的な組織、また、学校と教育委員会の関係性等、「組織」という観点で、具体的にどのような取組が有効であるのか、御指導・御助言をいただきたく、重ねてお願い申し上げます。以上になります。

【和田委員長】

はい。ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、また、この後の審議とも関わってくるわけですが、この時点で御質問がありましたら、委員の方々からお願いいたします。

よろしいでしょうか？ 1点だけ私の方からよろしいですか。「発達段階に応じて学べるよう初級、中級、上級」というふうになっているのですが、この区分はどのような区分に、具体的にどのような区切りをしているのですか。

【藤田指導企画課長】

はい。初級編の方は小学校1年生から3年生を、中級編では小学校4年生から6年生を、上級編では中高生を対象としております。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。

また質問がありましたら、後ほどの審議の中でお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局からの御説明がありましたので、これから審議に移りたいというふうに思います。

今日は大きく3点ありますが、初めのア、イについては、委員の皆様方から、先程の説明も含めて御意見をたくさん出していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、ウについては、これは報告がございますので、大変恐縮なのですが、ア、イにつきましては、20分から25分ぐらいで各項目切らせていただきますので、その中で積極的な御発言をいただけるようお願いをしたいと思います。

それでは、初めに、アの「専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組について」です。先ほどの事務局説明を踏まえて、本件について委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。資料9に示されているような事業、あるいは、今後どう分析して改善、充実を図っていくのか、具体的にどのような取組が必要なのか、この辺のところを委員の皆様から御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

はい。では、中村委員、お願いします。

【中村委員】

失礼します。先程、質問させていただいたことの続きで、教育相談主任について非常に関心があるのですが、中学校ということで、規模によって結構これは役割が変わってくるのかなと思います。例えば、東京都のサイズは分かりませんが、2学級、3学級ぐらいの規模の中学校と、7学級、8学級と比較的大規模と言われるような規模の中学校と、職員数もかなり変わってくるので、この辺が10校というのはどういうところか一つはイメージできないので。さっきちょっとそこは質問しなかったのですが。

もう一つが、いじめ防止対策推進法のきっかけとなった滋賀県の大津の方では、特別にいじめに特化した独自の予算をつけて先生を置いているという話を聞いたことがあります。そのとき、私も何回か大津の方、研修ということで招かれたことがございますけれども、そのときは、持ち時数がだいたい10時間前後ぐらいで、学年所属はなしというようなことで聞いたことがあります。

これから独自で、東京都で新しくこれから始まる事業なので、具体的に分からないのですが、実効的にするためには、やはりさっきの質問と重なりますが、どのぐらいその負荷を軽くして、ここの本来のこの期待されている役割に割ける時間を確保するか。

そのためには、学校に入っている、例えば、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、様々な人たちと常に細かな連絡調整が必要になってくるので、ぜひうまくいくように、これは進めていただければなと期待しています。

【和田委員長】

ありがとうございます。当然、主任が、教員になるような場合もある場合には補充が必要になってきますよね。そういうことも含めて、ぜひ保障していただければ、補充していただければという、そういうことも含めてということでしょうかね。

今、中村委員からお話のあった教育相談主任について、何か御意見ある委員の方いらっしゃいますか。

【宮古委員】

ちょっと簡単な基礎的な質問で恐縮ですけれども、これまで生活指導主幹ですとか生活指導主任も、かなりいじめについては各学校で尽力されていると思うんですけれども、そのあたりの役割分担というか、すみ分けというのはどのような形になっているのかというのが、ちょっと気になったので。

【和田委員長】

どうでしょうか。その辺の他の役職とのそのすみ分けの状況は。

【藤田指導企画課長】

生活指導主任との兼務は私ども考えていないところです。生活指導主任は、その役割があると思いますので、また、その方とは別の方に、この教育相談主任をお願いしているところです。

先程、規模感のことがございましたけれども、やはりどういった役割を担っていただけると、子供たちのサポート体制をより整えることができるのかというところを私どもは考えていますので、今、いわゆる不登校対応でありますとか、学校に、支援員の方とか、専門職の方、配置させていただいていますので、ぜひそのような体制が今、充実しかかっているところに、この教育相談主任をぜひ置かせていただいて、その中でより実効的な、有効となる対応を私どもは検証してまいりたいというふうに思っているところです。

【和田委員長】

はい。ありがとうございました。

【中村委員】

ありがとうございました。

【和田委員長】

では、他の専門家の活用についても、御意見をお願いしたいと思います。角南委員、お願いします。

【角南委員】

スクールリーガルサポートと、外部人材を活用した学校問題サポート事業について少しお伺いしたいのですが、これ素晴らしいことだなと思うのですが、まず、外部人材

を活用した学校問題サポート事業で、子供や保護者から相談を受けることのできる弁護士を配置するというのは、子供や保護者からすると、とても心強くてよいと思いますが、そこで相談を、例えば弁護士が受けた場合に、その先、ただ相談で終わるだけではなく、少しその、「自分だけでは学校とお話ししづらいから、学校と話すときに一緒に話をしてください」みたいな、そういうところまで可能な想定なのか、相談で終了する想定なのかということの一つ知りたいということと、あと、そこで相談を受けた内容を、その相談内容というのは、それこそ、その教育委員会の方とか学校と共有されることになるのかどうか、そこの建付けがどうかによっても相談のしやすさっていうのも、もしかしたら変わってくるかもしれないなと思いますので、すみません。二つ言ったのですが、まずは、その外部人材を活用した学校問題サポート事業について、具体的な内容を少し教えていただけたらと思います。

【和田委員長】

はい、よろしくをお願いします。

【藤田指導企画課長】

はい。こちらの資料の右下にあります外部人材弁護士等活用した学校問題サポート事業でございますけれども、こちらは想定といたしましては教育委員会の方に弁護士の方、相談役として置いていただくということを想定しております。ただ、立場としては、中立な立場で保護者、子供からの相談に乗っていただく、そういった相談機能と相談できる先の一つとして、こちらとして機会を提供することを想定しております。

御相談した後どうなるのか、というところでございますけれども、教育委員会の中に置くわけでございますので、その後、最適な、どういうところにつないだ方がいいのかとか、そういったところはそれぞれ案件ごとによって考えることになるかと思っております。以上でございます。

【和田委員長】

今、御説明ありましたが、角南委員さんとしては、どういう活用の仕方がいいのかというふうにお考えになりますか。

【角南委員】

あ、分かりました。教育委員会に置くので、今のお話だと、相談が来たときに、「こういうことだったら、直接学校のこの先生と話してみたら」とか、「こういう相談機関があるよ」とかということにつないであげる、相談に特化した場だという理解でよろしいのでしょうか。

【藤田指導企画課長】

そうですね。相談を受けて整理していくと、そういった形で考えております。

【角南委員】

委員長が言ってくださったので、そうであれば、もう少し学校にお話をするとき、一緒に行ってくれるみたいなお話のところまであるのかなと思って質問したので、そうでなければ

ば、それはそうでないので、ありなのかなと思いました。これ、弁護士だけではなくて、「弁護士等も」と書いてあるので、いわゆる弁護士が守秘義務を負って、その相談内容を報告したりはしないという建付けではなく、今日、どんな相談があったかというのは、報告することになっているということですかね。

【和田委員長】

お願いします。

【藤田指導企画課長】

そうですね。弁護士として個人的にお仕事を受けているということではなくて、それぞれの自治体の教育委員会で、相談窓口として相談をしていただくという流れになっておりますので、そこはちょっと個人的なものとは扱いが違うのかなとは思いますが。

【和田委員長】

よろしいですか。

【角南委員】

はい。つまり、報告はされるということで。ただ、それが報告をされても、その内容を相談者が知らないところで共有されて、学校側に何か利用されるということがないというように、私は、ないのは分かっているのですけれども、相談者の方がそういう建付けでここに相談しちゃったら、相談したことが学校に知られてしまうのではないかとあって、相談しにくいということもあるので、何か事前にそこは大丈夫だよということが分かるようにされると、相談が活性化するのではないかなと思いました。

【和田委員長】

ありがとうございます。もう一点の方いかがですか。

【角南委員】

はい。ありがとうございます。スクールリーガルサポートで都立学校が抱える課題に対して弁護士が伴走型というのも、またこれもすばらしいなと思いました。これと、先程、お話をされた上の方のいじめ防止に直接関連する事業の方で専門家を活用したいじめ問題サポート事業の、そのいじめ問題に専門家を活用したいじめ問題解決に向けたサポート体制強化と、先ほど言われた、法的観点からの助言があつてとてもよかったというお話なので、スクールリーガルサポートは、それらも含めたものなのかなと思うのですけれども。伴走型というのが、当然、学校側からしたら、例えば、いじめ加害者といじめ被害者がいたときに、ある意味、そこはその生徒指導上、加害者に対して、学校として何か指導というか、懲戒レベルのことを考えることもあり得るかと思うのですけれども。伴走型というと、誰に伴走するかによっては、学校がしようとしていることをチェックというよりは、学校が判断していることを外部から防御をする形で強化する。弁護士としては、そうすべきだと思うのですけれども。それになってしまうことは、都立学校を支えることとして、ほとんどの場合、適切で必要だとは思いますが、特に、いじめというのは子供が複数でするので、学校が「こうしたい、こうすべきだ」と思うところと、いじめ防止策推進法とか子

供の人権の観点から、ちょっとそこは違うのではないかみたいなことがあったときに、そこは意見が言えるのかどうか。ちょっと伴走型という意味を少し教えていただけたらと。すみません、質問が不明瞭で申し訳ないのですけれども、教えていただけたらと思います。

【和田委員長】

前から弁護士さんの活用については、利益相反の問題でどちらの立場に立つのか、そういうことが議論になっていると思います。その辺を踏まえて御説明いただければと思います。お願いします。

【藤田指導企画課長】

先程、弁護士活用のところで中立というところで、立場をお話しさせていただきましたが、こちらのスクールリーガルサポート、いじめだけに限らず様々な対応等の課題というのは、学校の中にあるかと思えます。こちらは、都立学校を支える取組として、通常、例えば、学校が弁護士の先生に相談して、対応方針を決めるといったことはあるかと思えますが、そこからもう一步踏み込んだ形で学校に。「支えていく」という意味で伴走型というところになっております。

【和田委員長】

よろしいですか。

【角南委員】

ありがとうございます。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。他に御意見、よろしく申し上げます。では、私の方からよろしいですか。この対応について、専門家の活用で非常に長く対応しているスクールカウンセラーの活用事業ですね。週1回が週3回になるということについては、大変いいことだろうと思うのですが、先程の高校生の会議の中でも、「相談するのが恥ずかしい」とか、あるいは、手続上の煩わしさがあるとか、開放されていないとか、そういうことを踏まえたときに、先程も質問があったんですけど、同じ方が3日行って対応する方がいいのか、1日ずつ変えていったり、あるいは、日にちによって変えていったりするような対応がいいのか。何かスクールカウンセラーの活用について、もう少し改善を図っていかないと、なかなか児童・生徒たちからの相談の気楽さというか気軽さというのでしょうか、そういったものが進まないように思います。その辺のところを何か今までのスクールカウンセラーの活用についての課題であるとか、今後日数を増やすに当たってこういうようなことを考えていったらいいのではないかというあたり、もし何かありましたらお願いします。

【藤田指導企画課長】

相談しやすさというところでございますけど、高校生のところで、より相談しやすくするために、オンラインでカウンセリングはできないのかとか、そういった意見も出されて

いました。やはり御相談する窓口として、直接行くのがちょっとはばかれるだとか、そういうふうと思う子供たちもいるかもしれませんので、そういったオンラインで、例えば、家にいながら学校にいるカウンセラーの先生と相談できるような、そういった仕組みができないかというところで、まず、都立学校の方でそういったことが実現可能かどうかと、実現に向けて今、取り組んでいるところでございます。

子供たちの意見が出されたことを、なるべく実現の方向というところの一つとして、そういったところを今、取り組んでいるところでございます。

【和田委員長】

ありがとうございます。古い話ですけど、私が学校にいたときにスクールカウンセラーが配置されて、スクールカウンセラーの方とお話をすると、私どもは相談室にいて、クライアントが来たときに対応すればいいのだということはかなり固持される方がいらっしゃるんですね。私は、校長として、そうではなくて、「少し子供たちの様子を見てください」とか、「少し学級活動の中で話できるような場があったら、スクールカウンセラーの役割とかお話しただけませんか」と言ったりとか、あるいは、「スクールカウンセラーの新聞を、子供たちに出してもらえないか」という話をしたりしたときに、応じてくださったスクールカウンセラーの方もいらっしゃるんですけど、また、逆に、「相談だけしかやりませんよ」というような方もいらっしゃるんですけど。その辺の指導というか研修みたいなものとしては、子供たちに周知する、話しやすい雰囲気をつくる、信頼関係をつくる、そういう意味での取組など、この数年の中の配置の中で何か取り組んでいらっしゃったことはございますでしょうか。

【藤田指導企画課長】

子供たちがその相談する相手をよく知らない、相談したいという思いにならないと思いますので、そこは非常に我々としても重視しているところでございます。それぞれの学校種ごとに全員面接という形で、本番の相談ではないですけども、相談する相手が学校にはいると、どうすれば相談できるのかと、そういったことを子供たちに理解してもらう取組の一つとして、必ずその学校にいる全員、その学年の全員を対象とする面接を実施しております。

あと、それから、先程、相談室にこもってというお話もございましたけれども、やはり日常の休み時間での子供たちの動きだとか、授業中の様子だとか、そういった日常のところを直接カウンセラーの方が見るだとか。あと、それから、担任の先生からの情報というところもあるかと思えますけれども、そういった日常の子供たちの部分が基盤にあって、それを踏まえた上で、実際の相談の中での対応というところもありますので、我々も様々な機会を捉えてお伝えしているところでございます。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。増井委員、よろしく申し上げます。

【増井委員】

すみません。お話を聞いて、私もスクールカウンセラーの導入期からやっているのですが、導入期にそういうことがあったなという、医療で仕事をされていた医療モデルを学校に持ち込んでといたしますか、仕事をしていた例もありましたが、今は、学校は教育の現場であり、子供たちの生活の場であるので、そういう医療モデルではなくて、教育に即したものという、先ほどおっしゃったように、休み時間の様子、授業中の様子とか、あと、先生もおっしゃっていた広報といたしますか。その中で、やっぱり全員面接というのも一つ大きいです。心理教育とか。カウンセラーが相談だけではなくて、子供たちが学校生活を楽しく快適に安心して過ごせることに関わっていくというように、考え方とか動き方の体制としてはそういうように変わってきているので、カウンセラーが3日間、同じ人が行くのか。ただ、この週3回に関しては、私も、教育というか生活の場なので、ものすごい主訴というか訴え、子供たちが相談してくる幅が広い中、一人でなくてとか、状況によっては、もう一人別の人とかどっちかという形で選べる場合があってもいいのかなと思う部分と、やっぱり毎回違うし、週3回違う人が来ているというのは、その連携とか、そうしないと生徒さんを中心にして考えたときに、相談しやすいだけではなくて、充実した相談を継続していけるのかなというのは、ちょっと難しいところだなというように思っています。取組としては、とても素晴らしいかなと思っております。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。他に御意見は、ございますでしょうか。はい。瀬戸本委員長さん、お願いします。

【瀬戸本委員】

子供は専門職だから相談するという感じではなくて、自分が相談しやすい人に相談すると思います。なので、入口としては、今、高校なんかは、校内に居場所カフェみたいなのができていて、そこにいろんな大人が関わって、子供が大人を選んで相談できるような、そんな形が小学校、中学校でもあるといいかなと。大人がその向こう側でつながって、「あ、そういうことがあったの」「そういうことだったら、この人に相談すると思うよ」という、その子供が相談しやすい大人が間に入って、カウンセラーの先生につないでくださるとか、教育相談主任につながるとか、何かそういう子供が大人を選べるような窓口があると、子供は相談しやすいのかなと今、思いました。

それと、いろんな専門職が関わって、学校で子供の問題を考えるというときに、生徒指導提要にもBPSモデルとありましたけれども、いじめる側の背景として、その子がなぜいじめるのか、なぜいじめということがこの学校の中で起こったのか、何かシステムに課題があるのだろうかというところのやっぱり背景を見るようにしないと、重大事態を防ぐとか、再発を防ぐというところが難しくなってくるのかなというように感じています。

なので、校内のいじめ対策委員会に、もちろん教育相談主任の先生が関わってくださるのでしょうが、その教育相談主任の先生の研修を考えるとおっしゃっていましたがけれども、そういったシステムに目を向け、子供の背景、いじめる側の子供の背景、今、よくケ

ースサバイバーとかと言われてはいますが、その子がいじめる背景、そのお子さんが発達に課題があって、人間関係がよく分からなくていじめてしまっているのか、それとも、何か家庭的な成育歴の中で何かがあって、いじめるというような行為がやめられないのかによって、多分指導の方法が変わってくると思うので、そういったところのアセスメントに、その専門の先生が入れるような校内システムをつくっていただければと思います。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。増井委員、お願いします。

【増井委員】

この上段の方に書いてあるいじめ対応サポーターという方が学校に来てくださると、とても心強いと思います。やっぱり、いじめ、ないしはその疑いの事案が起きたときの初期対応。被害を訴えている側、それから加害とされている側を丁寧に聞き取っていく。それも、大人が圧をかけないように聞き取っていくというところが、まず最初になるかなと思っていて。そこに、このいじめ対応サポーターの方が直接聞き取ってくれるわけではないのかもしれないのですが、そういうところの聞き方とか助言をしていただくというのは、とてもありがたいかなと思っています。以上です。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。また次の項目もありますので、この辺でと思うのですが。先程出てきた意見の中で、こういう専門家の活用するときというのは、これは、私の認識なのですが、いじめられている側の相談であるとか、サポートというのは、かなり中心になるように思うのですが、いじめの問題の解決というのは、いじめる側の指導や支援が必要になってくるわけですね。先程お話にあったように。そのすみ分けがきちんと専門家の受け止めと、それから、学校側の指導がうまく噛み合うような形にしていけないと、いつもいじめられている側の相談に乗って、それで終わってしまうのではなくて、いじめる側があっていじめがあるということが私たちの認識ですので、そちらに対する働きかけをどのように専門家がしていくのか。それは、専門家だけではなくて、学校側の組織が対応していかなければならない大きな問題でもあると思うので、その辺のところを研修の中で、ぜひ専門家の方たちとも意見交換しながら進めていただければなというふうに思います。また、ちょうどもう一つの項目の中でも、同じような意見が出るかもしれませんけれども。

それでは、次のもう一つの審議の内容の方に移らせていただきたいと思います。

次は、イの「組織的ないじめ防止対策について」ということになります。教員の意識啓発であるとか、対応力を向上させていくためには、どのような組織的な取組が必要であるか、あるいは、学校内にある学校いじめ対策委員会の実効的な組織、あるいは、学校と地域や関係機関との関係、あるいは、教育委員会の中の実効的な組織、学校と教育委員会との関係性など組織という観点から、このいじめの問題に対してどのような取組が必要にな

ってくるのか。組織ということで、御意見を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

いかがでしょうか。角南先生、お願いします。

【角南委員】

学校内のいじめ対策委員会等は、法施行直後と10年経った今と比べて、全然その開かれ方も違って、とても広がってきているなと思うのですけれども、ただ、いろんな調査を具体的なケースでやっていて、重大事態になってしまっているケースだからというところもあるでしょうが、出てくるのが、きちんといじめ対策委員会はあるけれども、実際のケースが起こったときに、最初の方での保護者対応は、担任が一人で背負ってしまっているというようなことも、多分だいぶ減ってはきていると思うのですけれども、どうしても時代、時代に上がってくるケースとかを見ると、まだまだあるようなので、その組織のないいじめ対策ということの、その組織で集まるということまでできるようになったのであれば、そこから、内部で「こういった段階に来たときは管理職がこういうふうに出よう」とか、「学年主任が出よう」とか、役割分担をある程度事前にできておくと、初任の先生とかでも、それから、少し積極的にものを言う保護者さんに対しても、担任の先生が安心してバックアップ体制があるというのが分かって対応できるので、より初期対応がよくなるのではないかなと思います。もちろん、もう実際に実践されているとは思いますが、学校の内部での先生方の間の役割分担を、具体的に想定されておいたらよりいいのではないかと思うのが一点。あともう一つ、スクールカウンセラーさんは、基本は、先ほどデジタルで相談できるようにというところまで考えられていて、すごいなと思いました。が、基本スクールカウンセラーさんは学校にいて、学校に子供が相談に来るというか、学校にいて、スクールソーシャルワーカーさんは、逆にアウトリーチというか、お家まで行けてしまう存在だというふうに理解しています。

そうすると、いじめで不登校になったケースとかに、スクールソーシャルワーカーがしっかり関わっていただいて、家に行って、どういう生活をしたら、だんだん昼夜逆転が取り戻せて、学校に登校再開できるかというようなところにだけ特化して、いじめで何があったかとか、学校での学習の進捗はどうかというのは、もう学校の先生とかと、スクールソーシャルワーカーと学校が役割分担をすることによって、ちょっと登校再開したみたいなケースを最近具体的に見聞きしたものですから、スクールソーシャルワーカーさんという存在の、ケースによると思うのですけれども、効果的な活用というのもあっていいのではないかと思うところで。現在、スクールソーシャルワーカーさんは、東京都の方ではどのくらい活用されているのかをちょっと教えていただけたらと思います。

【和田委員長】

いかがでしょうか、はい、お願いします。

【藤田指導企画課長】

東京都の方でのスクールソーシャルワーカーの活用についてでございますが、小中学校

につきましては、スクールソーシャルワーカーは、各区市町村の方で配置するということになっております。我々東京都教育委員会としては、その配置のための経費の一部を補助するという形で取り組んでおります。

それから、都立学校につきましては、ユースソーシャルワーカーという、そういった福祉的な働きをする人材がおりまして、こちらは、必要に応じて都立学校の方に入りまして、子供たちや家庭への支援をする、そういった役割を担っております。

【角南委員】

分かりました。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。それでは、梅田委員、お願いします。

【梅田委員】

ありがとうございます。今お話があったように、いじめ対策防止委員会なんかは開かれていきつつあると思うのですが、先程の角南先生がおっしゃった役割分担もそうですけれども、「いじめられている」と言わないで、子供が言わないで、「ああ、嫌なことをされた」とか、そういうことを見逃しているパターンが、かなり重大事態になったときに多くあるなというふうに思っています。

特に、いじめられたというお子さんに~~が~~発達障害とかがある場合には、先生たちも「いつもああだからしょうがない」みたいな、そういうことですごく重篤になるというパターンを何度も、いくつも聞いています。

その組織的に、いじめ防止対策委員会の前に、やっぱり学年とかそういうところの情報交換をするということをお大前提にしたり、あるいは、今、小学校でも一部教科が分担制になっているので、お互いの教室に行き来したときに子供たちの変化を話せたりするようになるというふうに思っています。

それから、先程、教育相談主任の話が出てきましたけれども、随分前、私が現場にいた頃なのですが、スクールカウンセラーの方に、職員みんなに傾聴訓練をしてもらったことがあります、研修で。カウンセラーの方がこう言って、話を聞くのはこういうのが大事だということで、全然経験していない先生方は、「ああ」ということが、かなりいろいろありました。だから、校内のそういう先生方が学ぶというところでも、いろいろな専門家の方たちにお話していただくという機会があってもいいのではないかと思います。

それから、最後ですが、スクールカウンセラーのところ相談に行くということですが、子供たちは空き時間がないわけですよ。そうすると、相談に行きたくても、どこで行ったらいいのかというのが分からない。放課後なんか部活があったりとか「すぐ帰れ」と言われたりとかで、何となくぎゅっとした時間があって、遊びの時間がというか、緩やかな時間がないので、ふっと相談するということができない。さっきのカフェなんかは、終わった後に自由に来てもいいし、来なくてもいいし、ふらっとして、いつ行ってもいい

し、すぐ帰ってもいいみたいな、その自由度の中で相談ができるというのもあると思うのですが、一般の学校の中では難しい部分もあると思うんですが、働き方改革の中で時間数がぎゅっと狭まれている中で、窮屈になっている子供たちがいるのではないかということがとても気になっているので、ちょっと発言させていただきました。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございます。何か事務局からありますか。特によろしいですか。

では、他にいかがでしょうか。それでは、瀬戸本委員、お願いします。

【瀬戸本委員】

初めの方に、「高校生の子供たちの地域とのつながりがもっとあれば」というお話があったかと思いますが、小学校、中学校、コミュニティスクールということで、随分地域の方々を入れて、開かれた学校になってきているかと思っています。そういったその子供たち自身が、地域とのつながりを望んでいるのであれば、地域とのつながりをつくる入り口として、コミュニティスクールの委員会というのでしょうか、運営協議会の中にどういった人たちを入れていくかということについての、何かちょっと助言とか、そういうものが学校に対してあるといいのかなど。校長先生が頼みやすい方をお願いするという形ではなくて、「こういう人もいいのではないですか」みたいな御助言があってもいいかなと思います。

もう一点、角南委員がスクールソーシャルワーカーについて言ってくださって、ありがとうございます。私たち都内、本当に自治体によって雇用の形態が違いまして、派遣される形も違いますので、非常に動きづらいところもあります。自治体によっては、学校を通しての依頼でないとスクールソーシャルワーカーを受けないという自治体もあります。つまり、保護者からの直接の相談を受けられないという形になっている自治体もあります。で、ちょっと都としてお金を出してくださっていますので、都としてある程度のガイドラインをつくっていただけると非常にありがたいなと思います。

本当に自治体ごとに違って、学校配置の自治体もありますし、センター配置で学校からの依頼があったら行きますというようなところだと、本当に保護者の、子供からの相談を受けられないという形になっているところもあります。

その辺、できましたら、都としてガイドラインがあるとありがたいなと思います。

【和田委員長】

ありがとうございます。何か他ございますか。よろしいですか。他いかがでしょうか。宮古委員、お願いします。

【宮古委員】

組織ということがテーマということで、学校自体のいじめに対するモチベーションですとか、学校それぞれの当事者意識、いじめについてだいぶ温度差もあるのは事実かなと思っております。そういった中で、もちろんいじめについて苦慮されたり、危機感をもっていたりして、危機に直面した学校は、もしかしたらモチベーションが高いのかもしれない

せんし、それはいろいろ事情があるとは思いますが、やはり、いじめ防止対策推進法で、学校いじめ防止基本方針は各学校で、全ての学校で作るということが義務化されておりますし、学校いじめ対策組織の学校内での設置というのも義務化されているというところを考えますと、やはり学校いじめ防止基本方針というものをしっかりとPDCAサイクルを回して検証し続けると、それを、ただ学校からトップダウンで作っておくというだけに留まらず、生徒指導提要でも述べられているんですけども、いかに保護者さんや地域の方や関係機関の方の声も聞いたり、あるいは周知をしていったりということ考えたときに、東京都教育委員会さん、このいじめ総合対策の【第2次・一部改定】の下巻では、保護者プログラムという非常に優れた先進的な取組をもっていて。つまり、都教委としては、保護者を巻き込む形で、非常にシステマティックに作っていると。これというのは、非常に私は大事な取組だと思っていて、こういった保護者プログラムと学校いじめ防止基本方針と学校いじめ対策組織というのは、やはりしっかりかかわりを持たせて、やはりいじめというのが非常に、子供の中長期的な発達に影響があるということ考えたときに、やはりモチベーションが高い危機に直面している学校だけがやればよいものではないと思っているので。それぞれの区が所管している、例えば小中学校さんには、もうマストでいじめ対策ということを主眼に置いて学校組織開発していってもらうということも、私は、色々なテーマを各学校が抱えていることは重々承知ですけども、それでも、やはりいじめというのは非常に子供に大きな影響を与えますし、そういったことが仮に非常に少なく、安心安全を実現している学校であっても、やはりいじめ防止対策推進を、やらなくてもいいというわけではないので、そういったPDCAサイクルはいじめ対策ということをベースに、しっかりリーダーシップを発揮していただいて、実効性ある取組にしていった方がいいと、とても思っているところでございます。

そういう中で、今日資料9でも、非常に様々な充実した政策が盛り込まれていて。そういった今、申し上げた保護者プログラムですとか、学校いじめ防止基本方針ですとか、学校いじめ対策組織、校内の。そういったところに、例えば、今日出てきた教育相談主任という方がどう関わられるかということもあろうかと思えますし、様々な観点で関わっていただくということもできるのかなと思ひまして。そういったところで全体的な組織開発というのを目指していくというのが大事なかなというのは、感想として思ったところです。以上でございます。

【和田委員長】

はい。ありがとうございました。貴重な意見だと思います。

他いかがでしょうか。中村委員さんから何かありますか。

【中村委員】

はい。今の宮古委員が言ったことに同感です。あと加えて、今日は高校生の話が出てきましたけど、校内の基本方針は先生が作っていて、大人の視点で全部考えて検討されているんですけども、恐らく義務教育段階の子供たちであってもそれはできるのではないか

など思っています。

「生徒会とか児童会を」ってなれば困るかもしれませんが、そういう子たちの目線でPDCAサイクルの評価のところで意見を表明してもらって、それで、取り入れるところを取り入れていくと、より、「こういう、うちの学校は基本方針がある」ということの周知徹底も図れますし、また、子供たちのいじめに対するアンテナが高くなっていくのではないかなと考えます。

「組織」の中には、子供も入れた方がいいのではないかなと考えています。

【和田委員長】

他いかがでしょうか？

それでは、時間の方も限られてきていますので、御意見の方いただきましたけれども、先程からのお話にありますように、組織が学校の中でできてきたこと自体は、もう皆さん周知のとおりですけれども、やはりその組織が恒常的に活動できるか、それから、マンネリ化を防ぐ、そういうようなことは、やはり組織を運営する上で非常に重要なことだろうと思います。それが学校のモチベーションや、何か問題が起きたから活性化するのではなくて、日常的に活性化するためには、やはり校長先生のリーダーシップが必要です。それから、研修会の工夫も、先程、専門家の話が出てきましたけれども、ぜひ取り入れて研修を進めていくようなことが必要ではないかなと思います。

それから、先程、相談の窓口の話というお話がありましたけれども、これ、前回もちょっとこの会議の中でもお話したのですが、受付の方が一人で、それでそこで判断するわけじゃないと思います。例えば、学校経営支援センターであっても組織に持ち帰って、そこで受け付けた方が具体的に説明をする中で、どういう対応をしていったらいいのかというそういう評価や判断を、きちんと組織でしていくということと、その後の助言やサポートの方法についても、組織としてどう進めていくのかというような話合いの場がないと、やはり窓口の方で終わってしまう。

学校で言えば、担任の先生で終わってしまうということが課題になっているわけですから、やはりそこを役割分担として、受付は一人でやっても、あるいは、できれば複数がいいと思いますけれども、それをやはり組織としてその判断や今後の方針を決めていくという必要があるのではないかなというふうに思います。

また、先程も出てきましたけれども、組織にはやはり保護者、PTAも必要だと思います。PTAの方がしっかり学校の状況を知っていたり、学校に協力的な姿勢をもっていたりすると、その部分が十分ではないところでは随分保護者の雰囲気も違いますし、体制も違ってくると思います。それから、生徒会であるとか、児童会であるとか、そういう自治組織みたいなものについても、やはり学校の組織と関わっていく。ただの教育活動としてやっていくのではなくて、実際のいじめの問題に協力して対応していくということが、先生方と、それから子供たちと一緒にやっていくという、そういう組織的な感覚も学校としては必要になってくるのではないかなと思いました。

また、いろいろ政策取り組まれると思いますけれども、ぜひ御意見などを踏まえて、参考にしていただければなというふうに思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

まだまだ御意見いただきたいところではあるのですけれども、時間の関係で、次の議題の方に移らせていただきたいというふうに思ひます。

では、次の審議に移ります。

次は、ウの「いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告」についてお願ひしたいと思ひます。これからは非公開案件となりますので、傍聴の方はいらっしやらないと思ひますけれども、傍聴の方、それから、報道関係の方、御退出いただきますようにお願ひいたします。

(傍聴人、報道関係者等退室)

【和田委員長】

以上で、いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告についての審議を終わります。

事務局は、資料の回収をお願ひいたします。

それでは、以上で本日の審議は全て終了といたします。進行を事務局の方にお返しいたします。よろしくお願ひします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

和田委員長、そして、委員の皆様、貴重な御審議を賜り、誠にありがとうございます。

最後に、事務連絡をさせていただきます。第 1 に、今後の会議の日程についてでございます。

第 3 回の会議につきましては、令和 7 年 6 月を目途に実施したいと考えております。また、改めて電子メール等で参加可能な日程を確認させていただきまして、決定していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

第 2 は、会議録についてです。

1 週間後を目途に会議録の案を委員の皆様メールアドレスに送信させていただきます。年度末のお忙しいところ大変恐縮ではございますが、3 日程度の間で内容を御確認いただきまして、修正がある場合には御連絡をいただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。どうもありがとうございます。